新型コロナウイルス感染症対策経営力強化補助金交付要綱

（通則）

第１条　新型コロナウイルス感染症対策経営力強化補助金（以下「補助金」という。）の交付については、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第９号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

（趣旨）

第２条　知事は、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和２年政令第11号）第１条に規定する指定感染症とする。）の影響を受けた、または受けると見込まれる県内中小企業等の今後の事業活動に資する取組の促進を図るため、人材育成、働き方改革、新たな販路の開拓等の取組に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

（補助対象者）

第３条　補助金の補助対象者は、別表１に掲げるものとする。

（補助事業）

第４条　補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、別表２のとおりとする。

（補助対象経費、補助率および補助金額）

第５条　補助事業の補助対象経費、補助率および補助金額は、別表３のとおりとする。

（補助金の交付申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書（様式第１号）に同様式で定める書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

２ 前項の補助金の交付の申請をするにあたっては、当該補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額および当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付の決定）

第７条　知事は、規則第４条に規定する補助金の交付の決定を、申請を受け付けた日から30日以内に行う。

（申請の取り下げ）

第８条　補助金交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付決定の内容またはこれに付された条件に不服があり補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定通知を受けた日から10日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

（補助事業の変更等）

第９条　補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第１号においては変更承認申請書（様式第２号）、第２号においては廃止（中止）承認申請書（様式第３号）をあらかじめ知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(1)　補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、補助事業の目的および効果に影響を及ぼさない程度の軽易な変更をしようとする場合を除く。

(2)　補助事業を廃止または中止しようとするとき。

２　知事は、前項の変更等の承認にあたっては、申請を受け付けた日から30日以内に行うものとし、必要に応じ条件を付し、または申請内容を変更して承認することができる。

（補助事業遅延等の報告）

第10条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、または補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに補助事業遅延等報告書（様式第４号）を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

（実績報告）

第11条　補助事業者は、補助事業が完了したとき、または第９条の規定による廃止の承認を受けたときは、その日から30日を経過した日、または令和２年10月30日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第５号）を知事に提出しなければならない。

２ 補助事業者は、前項の実績報告を行うにあたって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金の確定）

第12条　知事は、前条の規定による実績報告を受けた日から、30日以内に規則第13条に規定する補助金の額の確定を行う。

（補助金の交付）

第13条　補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、交付請求書（様式第６号）を知事に提出しなければならない。

２　知事は、補助事業を遂行するために必要があると認めるときは、補助金の全部または一部を概算払いにより交付することができる。

（補助金に係る経理）

第14条　補助事業者は、補助金に係る経理についてその収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後５年間保存しなければならない。

（成果の発表）

第15条　知事は、必要があると認めるときは、事業の成果について補助事業者に発表報告させることができる。

（その他）

第16条　規則およびこの要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に必要な事項については、知事が別に定める。

付　則

　この要綱は、令和２年３月30日から施行し、令和２年度分の補助金から適用する。

別表１　補助対象者

|  |
| --- |
| 　次のいずれかに該当する者で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた、または受けると見込まれる者1. 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号。以下「法」という。）第２条第１

項に規定する中小企業者で、県内に事務所または事業所を有するものただし、次のいずれかに該当する者は除く。・ 発行済株式の総数または出資価格の総額の２分の１以上を同一の大企業が所有している中小企業者・ 発行済株式の総数または出資価格の総額の３分の２以上を大企業が所有している中小企業者・ 大企業の役員または職員を兼ねている者が役員総数の２分の１以上を占めている中小企業者1. 特定非営利活動法人、農事組合法人、社会福祉法人等県内において事業を行う者

で、下表「中小企業者、小規模事業者の要件」に準じ、各要件を満たす者 |

参考：中小企業者、小規模事業者の要件

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 業種 | 中小企業者（下記のいずれかを満たすこと） | 小規模事業者 |
| 資本金の額または出資の総額 | 常時使用する従業員 | 常時使用する従業員 |
| ①製造業・建設業・運輸業その他の業種（②～④を除く） | ３億円以下 | ３００人以下 | ２０人以下 |
| ②卸売業 | １億円以下 | １００人以下 | ５人以下 |
| ③サービス業 | ５，０００万円以下 | １００人以下 | ５人以下 |
| ④小売業 | ５，０００万円以下 | ５０人以下 | ５人以下 |

※１ 資本金は、資本の額または出資の総額をいいます。

※２ 常勤従業員は、中小企業基本法上の「常時使用する従業員」をいい、労働基準法第２０条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」と解されます。これには、日々雇い入れられる者、２か月以内の期間を定めて使用される者、季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用される者、試の使用期間中の者は含まれません。

※３　交付決定後に小規模事業者の要件からはずれた場合は、補助率が変更となる場合があります。確定検査において労働者名簿等を確認しますので、人数の変更があった場合は補助率が４分の３から３分の２への計画変更となります。

※４ 資本金および従業員数がともに上表の数字を超える場合、大企業に該当します。

別表２　補助事業

|  |
| --- |
| 　今後の事業活動に資する以下に掲げる事業。（１）～（３）の複数事業の組み合わせも可。（１）人材育成・確保に関する事業（２）働き方改革・職場環境改善に関する事業（３）インターネット等を活用した新たな販路開拓に関する事業 |

別表３　補助対象経費、補助率および補助金額

１　補助対象経費

|  |  |
| --- | --- |
| 補助対象経費 | 内　　　　　　容 |
| 事業費 | 専門家謝金、専門家旅費、職員旅費、広告宣伝費、印刷製本費、通訳・翻訳料、通信運搬費、資料購入費、受講料、借損料、出展料、インターネット等への情報掲載料、委託料 |
| その他経費 | 上記の他、知事が特に必要と認める経費 |

※１ 補助対象経費は、補助事業で必要とされるものに限る。

※２ 補助対象経費は、消費税および地方消費税を除いた額とする。

※３ 補助金交付額は、千円未満を切り捨てる。

２　補助率

|  |  |
| --- | --- |
| 中小企業者 | 小規模事業者 |
| 補助対象経費の３分の２ | 補助対象経費の４分の３ |

３　補助金額

|  |  |
| --- | --- |
| 上限額 | 下限額 |
| ５０万円 | ２０万円 |